

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（その他の包括利益の区分表示） 第六十九条の五 「略」 「2・3 略」</p> <p>4 その他の包括利益の項目の金額は、その他の包括利益に関する法人税等及び税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、当該法人税等及び税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、当該法人税等及び税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。</p> <p>（その他の包括利益に関する注記） 第六十九条の六 前条第四項に規定する法人税等及び税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>（その他の包括利益の区分表示） 第六十九条の五 「同上」 「2・3 同上」</p> <p>4 その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。</p> <p>（その他の包括利益に関する注記） 第六十九条の六 前条第四項に規定する税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</p> <p>「2・3 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。